

Client Alert

20 April 2020

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



折原 康貴
カウンセラー
03 6271 9545
yasutaka.orihara@bakermckenzie.com

COVID-19 対応製品に関する関税手続等の緩和 及び関税免除の動き

COVID-19 の感染拡大に伴い、各国でのパンデミック対策用製品の迅速な輸出入が喫緊の課題になっている。各国においては迅速かつ簡易な輸出入手続により対象製品の国内での利用を促すべく、関税の減免を含めて手続の緩和を進めている。日本においても、税関では、新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について、救援物資に対する税関手続が簡素化され、通関手続を弾力化する等の措置がとられている。また、薬監証明についても、自社社員のための医薬品の輸入について、臨時的措置が厚生労働省によってとられている。本アラートでは日本企業にも大きな影響があると思われる米国と欧州における関税手続の変更について説明する。各説明に関する詳細についてはこちら ([米国](#)・[欧州](#)) をご参照されたい。

米国における COVID-19 対応輸入製品の関税手続の緩和

米国政府は現在、COVID-19 のパンデミック対策のために使用される物品を輸入する企業に対して、関税緩和のあり得る複数の手段を検討している。米国に対する輸出企業が認識しておくべき今後の関税手続緩和については、以下の2つの項目がある。

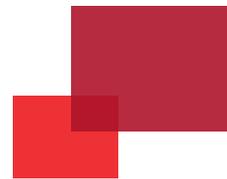
1. 米国通商法 301 条对中国関税除外

2020 年 3 月 25 日、米国通商代表部は、COVID-19 感染拡大に対応するために必要な物品に対する関税について、米国通商法 301 条の課税対象からの品目別除外申請を受け付ける旨の通知を発表した。

除外申請は製品ごとに提出する必要がある。当該製品に関する COVID-19 感染拡大との関係性について正確な説明が求められる。米国通商代表部は、(1) COVID-19 の治療の目的、(2) 感染拡大抑制目的、または (3) 必要な医療用品の生産において使用されている製品の3つについては除外することを検討している。除外申請の提出期限は 2020 年 6 月 25 日までである。この制度は、一定の医療用品に関する第 301 条の関税を自主的に停止する内容の米国通商代表部による 2020 年 3 月の措置に引き続き実施されるものである。

2. 関税免除の可能性

2020 年 4 月 6 日、下院歳入委員会および上院財政委員会の両委員長は、米国国際貿易委員会に対し、両委員会および米国通商代表部が適切かつ迅速な措置を提案し、または講じることを支援するため、あらゆる原産地の「COVID-19 への対応に関連する輸入品」を特定する（関税分類およびすべての適用される関税率 [一般的な MFN 関税率および全ての特別・追加関税率を含む] を含む）報告書を作成することを正式に要請した。米国国際貿易委員会は、2020 年 4 月 30 日までに両委員会に報告書（電子データの仕分け可能な形式で）を提出することを要請されている。ただし、2020 年 6 月 30



日まで米国国際貿易委員会のウェブサイト上のデータを更新することは認められている。

下院歳入委員会および上院財政委員会の両委員長によれば、この関税情報の収集目的は、「適切かつ迅速な措置を提案し、または講じる」ために使用されるとするものの、全て明示されているわけでない。しかし、明らかに、何らかの形の関税緩和を考慮しているといえ、少なくとも米国通商法 301 条の関税除外に対する連邦議会の支持があることが示唆され、関税免除の可能性をも提起している。

米国国際貿易委員会の報告書の焦点は、「COVID-19 への対応に関連する輸入品」を包含する広範なものであり、WTO が COVID-19 対策のために有用な物品の貿易自由化を求める報告書を公表した後に発表されるものである。当事務所では、COVID-19 への対応に関連する物品を米国に輸出する企業であって、（あらゆる種類の）関税を課される企業は、米国国際貿易委員会の報告書に当該物品が包含されるよう、米国国際貿易委員会と連携することを推奨する。

欧州における COVID-19 対応製品に関する一時的な関税および輸入 VAT 免除の決定

欧州委員会は、2020 年 4 月 3 日、COVID-19 への対応で必要となる物品について、関税および輸入付加価値税（輸入 VAT）の免除を決定した。これは、同年 3 月 20 日に発表された免税措置の意向を受けたものである（[こちら](#)をご参照されたい）。

欧州委員会による決定によれば、物品に関する関税および輸入 VAT は、次の要件を充たす場合にのみ免除されることとなる。

1. 国家機関によって、もしくは国家機関の代理として輸入された物品であること、または加盟国の管轄当局によって承認された機関によって、もしくは当該機関の代理として輸入された物品であること。
2. COVID-19 に感染した者、COVID-19 に感染する危険性がある者または COVID-19 の感染拡大の防止に従事している者に対し、無料で配布または利用可能とされる予定であること。
3. 規則（EC）No 1186/2009 および理事会指令 2009/132/EC に定められた一定の要件を充足すること。

免税の対象となる物品およびその数量は加盟国によって決定されるが、欧州委員会は、マスクや防護具、検査キット、人工呼吸器およびその他の医療機器が含まれるとしている。

この措置は、2020 年 1 月 30 日まで遡及して適用され、2020 年 7 月 31 日まで有効とされる。欧州委員会は、2020 年 7 月 31 日までに加盟国と協議しつつ状況を精査し、必要に応じて期間を延長するとしている。詳細な情報については、欧州委員会の[プレスリリース](#)をご参照されたい。